

## 定期報告対象建築物・建築設備等及び報告時期一覧表

### ■ 建築物

対象用途	対象用途の位置・規模 (いずれかに該当するもの) (該当する用途部分が、避難階のみに あるものは対象外)	報告時期
劇場、映画館、演芸場	① 対象用途（床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> 超の部分）が 3階以上の階にあるもの ② 客席の床面積が 200 m <sup>2</sup> 以上のもの ③ 主階が 1階にないもの ④ 対象用途（床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> 超の部分）が 地階にあるもの	令和 2 年を始期として、2 年ごとの 6/1 から 9/30 まで
観覧場（屋外観覧場除く）、公会堂、集会場	① 対象用途（床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> 超の部分）が 3階以上の階にあるもの ② 客席の床面積が 200 m <sup>2</sup> 以上のもの ③ 対象用途（床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> 超の部分）が 地階にあるもの	令和 1 年を始期として、2 年ごとの 6/1 から 9/30 まで
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設※ 1	① 対象用途（床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> 超の部分）が 3階以上の階にあるもの ② 2階の対象用途の床面積が 300 m <sup>2</sup> 以上のもの ③ 対象用途（床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> 超の部分）が 地階にあるもの	
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	① 対象用途（床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> 超の部分）が 3階以上の階にあるもの ② 対象用途の床面積が 2000 m <sup>2</sup> 以上のもの (左記用途は、いずれも学校に付属するものを除く)	令和 2 年を始期として、2 年ごとの 6/1 から 9/30 まで
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	① 対象用途（床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> 超の部分）が 3階以上の階にあるもの ② 2階の対象用途の床面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの ③ 対象用途の床面積の合計が 3000 m <sup>2</sup> 以上のもの ④ 対象用途（床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> 超の部分）が 地階にあるもの	

※ 1 サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター（宿泊サービスを提供するものに限る。）、小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

### ■ 建築設備（上記建築物に設けるもの）

対象	例外	報告の時期
排煙設備（機械排煙設備）	・ 自然排煙設備	毎年 6/1 から 9/30 まで
非常用の照明装置（電源別置型及び自家用発電装置によるもの）	・ 電池内蔵型（バッテリー式）	

### ■ 防火設備

対象	例外	報告の時期
・ 上記建築物の防火設備 ・ 病院、有床診療所で用途部分の床面積が 200 m <sup>2</sup> を超える建築物の防火設備 ・ 就寝用福祉施設で該当する用途部分の床面積が 200 m <sup>2</sup> を超える建築物の防火設備	・ 常時閉鎖式※ 2 の防火設備 ・ 防火ダンパー ・ 外壁開口部の防火設備	毎年 6/1 から 9/30 まで

※ 2 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの。